

【資料 2】

島原半島地域包括ケア計画素案変更点 (第 9 期 介護保険事業計画)

P2 老人福祉法 第二十条の八→第 20 条の 8
介護保険法 第百十七条→第 117 条

P3 団塊の世代→「団塊の世代（昭和 22（1947）～24（1949）年生まれ）」
団塊ジュニア世代→「団塊ジュニア世代（昭和 46（1971）～49（1974）年生まれ）」

P24 日常生活自立度ごとの判定割合グラフの削除
→認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の追加

P48 ③災害時の避難行動支援体制の推進→介護現場の負担軽減

P55 （1）地域包括支援センターの機能充実の修正
○地域包括支援センター職員の業務量や体制について定例会議等で共有・調整し、地域包括支援センターの業務負担軽減とサービスの質の確保を図ります。→削除

○現在、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職を、第 1 号被保険者 1,500 人に 1 人の割合で配置している専門職の人員配置について、業務負担軽減と質の確保を実現するため、柔軟な人員配置を図ります。
→○現在、地域包括支援センターには、第 1 号被保険者 1,500 人に 1 人の割合で保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職を配置しているが、地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保を実現するため、柔軟な人員配置を図ります。

P56 3 職種の配置人数の変更

No.	指標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
3	3 職種の配置人数 (南島原市地域包括支援センター)	12 人	13 人	14 人	15 人



3	3 職種の配置人数 (南島原市地域包括支援センター)	11 人	12 人	13 人	14 人
---	-------------------------------	------	------	------	------

- P58 (3) 在宅医療・介護連携の推進 ■関連事業・取組等■
 3市ごとの記載を1つに統一し、具体的な取組みについて3市ごとに記載
- P61 (1) 自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション提供体制の構築
 ■関連事業・取組等■
 【専門職種拡充】
 リハビリテーション職→リハビリテーション職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）に変更
 【協力機関】に一般社団法人島原薬剤師会を追加
- P62 (2) 介護予防・生活支援サービスの充実
 ○現在、雲仙市のみにおいて実施している訪問型サービスA(生活援助型)の実施を、島原市、南島原市においても必要があれば実施します。
 →○現在、雲仙市で実施している訪問型サービスA(生活援助型)について、島原市、南島原市においても実施を検討します。
- 3 訪問型サービスC 取組みの概要
 専門職（リハビリ、栄養、口腔）が3ヶ月間、月2回程度訪問し、指導を実施する。また、必要に応じてモニタリングの訪問を1回実施する。
 →保健・医療専門職が、居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握、評価し、社会参加を高めるため、短期間で相談・指導等を実施する。
- P64 (1) 認知症総合支援事業の推進の修正
 ○認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるような地域づくりが必要です。
 →○認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、多くの人にとって身近なものとなっています。そのため、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるような地域づくりが必要です。
- 認知症地域支援・ケア向上事業の認知症予防の取組みを修正
 「認知症になるのを遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味合いを持ち、認知症予防教室や介護予防教室等を実施し社会参加を促すことで、予防活動に取り組む。
 →認知症予防教室や介護予防教室等を実施し、社会参加を促すことで、認知症予防の活動に取り組む。

※認知症予防とは、「認知症になるのを遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味合いを持つ。

P65 ■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	オレンジカフェ設置数 島原市	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
3	チームオレンジ設置数 島原市	—	1箇所	2箇所	2箇所

↓

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
2	オレンジカフェ設置数 島原市	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所
3	チームオレンジ設置数 島原市	4箇所	5箇所	5箇所	5箇所

P66 (1) 在宅生活継続のための生活支援の推進の修正

要介護高齢者が在宅生活を少しでも長く送れるようにするためには、**介護者が不安に感じる生活環境への支援が重要です**。在宅生活の継続に必要な住宅改修や福祉用具購入など、生活環境を整える各種支援サービスの周知を行います。

P67 (2) 介護離職防止の推進の修正

○要介護高齢者等を介護する家族、援助者（ケアラー）及び家族介護に関心のある人に対し、適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの利用方法等の習得等を目的とした家族介護教室を開催し、要介護高齢者及びケアラーの支援を行います。

→○要介護高齢者等を介護する家族、援助者（ケアラー）及び家族介護に関心のある人に対し、適切な介護知識・技術、フォーマル・インフォーマルサービスの活用方法の習得等を目的とした家族介護教室を開催し、要介護高齢者及びケアラーの支援を行います。

P67 (3) 介護人材の確保・育成

(追加) 先進地の事例を研究し、新たな介護人材確保対策事業の施策を検討する。

「介護人材育成・確保プログラム」のを削除

○国、県及び県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会が実施する「介護人材育成・確保プログラム」の介護人材確保の取組みの周知を強化する。

→○国、県及び県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会が実施する介護人材確保の取組みの周知を強化する。

P68 (4) 介護現場の負担軽減 修正

○ 電子申請・届出システムの導入に向けて取り組み、導入後は活用を事業所に周知し、電子申請により受付を行うことで郵送又は窓口提出の負担を軽減します。

→○ 電子申請・届出システムの導入に向けて取り組み、**導入後は事業所に活用を促し**、電子申請により受付を行うことで郵送又は窓口提出の負担を軽減します。

P69 (1) 要介護認定の適正化

○認定調査員を対象に、認定調査員連絡会を開催するほか、調査員通信の発行や長崎県が主催する各研修会への参加促進を図ります。

→○認定調査員を対象に、認定調査員連絡会を開催するほか、調査員通信の発行や長崎県が主催する各研修会への参加を**促進し、調査員の資質の向上を図ります。**

P96 (1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

「**ことが**」を追加

○中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく**ことが必要**

P100 追加

3. 介護施設数・介護事業所数等

令和3(2021)年時点で、本圏域の介護施設数・介護事業所数の設置状況は以下のとおりとなっています。①～⑦の介護施設等については、全国平均を上回っており、認知症対応型共同生活介護については、全国平均を遥かに上回り整備されています。一方、訪問介護事業所については全国平均を下回っている状況です。

■介護施設数・介護事業所数等の設置状況（人口10万対）■

(単位：施設、事業所数)

■国の平均以上 ■国の平均以下

	全国	長崎県	島原市	雲仙市	南島原市
① 介護老人福祉施設数	6.6	9.2	13.7	7.1	16.1
② 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護数	2	3.3	4.6	7.1	4.6
③ 介護老人保健施設数	3.4	4.8	4.6	7.1	9.2
④ 介護医療院数	0.5	0.8	2.3	0	0
⑤ 介護療養型医療施設	0.4	1.3	2.3	7.1	2.3
⑥ 認知症対応型共同生活介護	11.3	25.5	41.2	47.4	71.3
⑦ 特定施設入居者生活介護	4.5	6.4	6.9	18.9	13.8

⑧ 訪問介護事業所数	28.4	28.3	11.4	16.6	23
⑨ 訪問看護事業所数	11.8	13	22.9	4.7	13.8
⑩ 訪問リハビリテーション事業所数	4.5	9.3	16	11.8	11.5
⑪ 通所介護事業所数	19.9	25.5	41.2	37.9	39.1
⑫ 地域密着型通所介護事業所数	15.8	20.6	25.2	4.7	23
⑬ 通所リハビリテーション事業所数	6.7	14.2	16	16.6	23
⑭ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所数	0.9	1.9	2.3	0	0
⑮ 夜間対応型訪問介護事業所数	0.1	0.4	0	0	0
⑯ 認知症対応型通所介護事業所数	2.6	5.8	11.4	14.2	11.5
⑰ 小規模多機能型居宅介護事業所数	4.5	9.3	6.9	7.1	6.9
⑱ 看護小規模多機能型居宅介護事業所数	0.7	0.8	2.3	0	0

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和3（2021）年時点）

P102

(3) 第9期計画の施設整備方針→表に変更、増床を補充に変更